

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	航空機、飛行場及び航空保安施設等の検査
2．根拠法令	<p>（航空機について） 航空法（以下「法」という。）第10条。 （飛行場及び航空保安施設について） 法第42条第1項（第43条第2項で準用する場合を含む。）、第44条第4項（第45条第2項で準用する場合を含む。）及び第47条第2項。</p>
3．担当部署名	国土交通省航空局 飛行場部管理課（監理係）・技術部航空機安全課（技術係）・管制保安部保安企画課航行視覚援助業務室（監理係）・管制保安部無線課（監理係）
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 （航空機について） 平成8年5月9日（平成9年10月1日施行） （飛行場及び航空保安施設について） 該当なし</p> <p>(2)改正内容 （航空機について） 国が認定した事業場において、製造、修理又は改造された安全性等について確認されたものについては、安全性等が確保できることをもって国の検査を省略する等民間能力等の活用を導入。</p> <p>(3)背景事情 （航空機について） 航空機製造者、整備事業者等の民間事業者の能力が向上したこと、航空機が大幅に増加したこと等により航空機の検査制度を取り巻く情勢が大きく変貌したことを踏まえ、安全性を確保しつつ民間活力を導入することが合理的と考えられたため。</p>
5．今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	職員による見直し

<p>5 - 1 . 国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか</p>	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 航空機の安全性については、技術基準への適合が適切に確認されない場合、航空機事故の発生により多くの人命が失われ、地上の人又は物件への危害に直結するもので、極めて社会への影響が大きいものである。また、航空機の整備体制の審査と航空機の検査とは、一体不可分の関係にあり、航空機の安全運航を確保する上で大きな役割を果たしている。 また、航空機が安全に発着するためには、飛行場及び航空保安施設が関係法令に従い、適切に整備・管理されていることが必須であり、違反している場合には、高速交通の基盤としての性格を有する飛行場及び航空保安施設は使用できなくなり、その場合、国内外の経済活動・社会活動に極めて甚大な影響を与えるものである。また、違反が原因で航空機事故が発生した場合、多くの人命が失われることとなる。これらのことから、航空機の安全運航に対する国民の期待・関心は極めて高いものがある。以上のとおり、違反発生時の影響及び安全に対する国民の期待・関心の高さを勘案すれば、国による一定の関与を維持する必要がある。</p>
<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 自己確認・自主保安化を行った。 b : 第三者認証化を行った。 <input checked="" type="checkbox"/> c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。 <p>(2)上記の説明 （航空機について） 国又は国が認定した事業場が安全性等について確認した航空機について耐空証明が発行される。 （飛行場及び航空保安施設について） 引き続き国のみが検査を実施する。</p> <p>(3)理由 （航空機について） 技術基準への適合が適切に確認されず、違反が原因で航空機事故が発生した場合には、多くの人命が失われ、地上の人又は物件への危害に直結するもので、極めて社会への影響が大きいものであり、また、航空機の整備体制の審査と航空機の検査とは、一体不可分の関係にあり、航空機の安全運航を確保する上で大きな役割を果たしているものであるから。 （飛行場及び航空保安施設について） 航空機が安全に離発着するためには、飛行場及び航空保安施設が関係法令に従い、適切に整備・管理されていることが必須であり、違反している場合には、高速交通の基盤としての性格を有する飛行場及び航空保安施設は使用できなくなり、その場合、国内の経済活動・社会活動に極めて甚大な影響を与えるものである。また、違反が原因で航空機事故が発生した場合には、多くの人命が失われ、地上の人又は物件への危害に直結するものであり、極めて社会への影響が大きいものであるから。</p>

<p>5 - 2 . においてcを選択した場合</p>	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとしているものについては、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無 (航空機について) 課していない。 (飛行場及び航空保安施設について) 検査の実施を委ねる仕組みとしていない。</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づいた仕組み(自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。)とすることができないと判断した根拠等</p>	<p>(1)根拠 (航空機について) 技術基準への適合が適切に確認されない航空機が使用された場合、航空機事故の発生により多くの人命が失われる、地上の人又は物件への危害が発生する等、極めて社会への影響が大きいものである。基準への厳格な適合によりこれらを防止することは航空安全の確保という国の責務の一環をなすものであり、自己責任の導入はなじまないものであるから。 (飛行場及び航空保安施設について) 検査基準に対する違反により航空機事故や飛行場の閉鎖等が起きた場合、航空交通への信頼性が損なわれ、国内外の経済活動・社会活動に極めて甚大な影響を及ぼしかねない。また、飛行場及び航空保安施設の検査業務は、航空交通の安全の確保という国の責務の遂行の一環をなすものであり、自己責任の考え方はなじまないものであるから。</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか (航空機、飛行場及び航空保安施設について) 仮に国の関与をなくし、完全に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合、航空機の品質上の問題や不適切な整備、飛行場及び航空保安施設の基準の違反等が原因となる航空機事故や地上の人又は物件への危害、運航の停止による国内外の経済活動・社会活動への影響を事前に防止することが困難となる。また、特に事故等の発生により多くの人命が失われた後の事後的措置では国として国民の安全確保に対する極めて高い期待・関心に応えることができない。</p>

<p>指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>（航空機について） 航空法第20条 航空法施行規則第35条</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する組織が認定業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。（航空法施行規則第35条第2号） 4 - 2 - a, - b, - c, - e, - f, - g ・各組織ごとに認定業務を適確に実施することができる能力を有する人員が適切に配置されていること。（航空法施行規則第35条第3号） 5 - 1 - 1、5 - 1 - 2、5 - 2 - 1 ・次の表の上欄に掲げる認定業務の区分に応じ、航空法規及び第六号の品質管理制度の運用に関する教育及び訓練を修了した者であつて同表の中欄に掲げる要件を備えるもの又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者が、同表の下欄に掲げる確認を行う者（以下「確認主任者」という。）として選任されていること。（航空法施行規則第35条第4号） 4 - 2 - j ・作業の実施方法（次号の品質管理制度に係るものを除く。）が認定業務の適確な実施のために適切なものであること。（航空法施行規則第35条第5号） 4 - 3 ・品質管理制度が認定業務の適確な実施のために適切なものであること。（航空法施行規則第35条第6号） 4 - 5 - 1、4 - 5 - 2、4 - 7 - 1、4 - 9 ・次の表の上欄に掲げる認定業務にあつては、同表の中欄に掲げる検査が同表の下欄に掲げる方法により実施されること。（航空法施行規則第35条第7号） 4 - 3
--------------------------------	---

5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等	
国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあつては、参照基準）として国際規格を用いているか）。	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>航空機の安全性の確保（航空機の検査を含む。）並びに飛行場の土木施設に係る設計基準並びに航空保安施設の設置基準及び性能・機能基準については、国際民間航空条約（シカゴ条約）及びその附属書に基づき、国際標準を採択しているところである。</p>
性能規定化	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>航空機の安全性の確保（航空機の検査を含む。）並びに飛行場の土木施設に係る設計基準並びに航空保安施設の設置基準及び性能・機能基準については、既に性能規定化は図られている。</p>
重複検査の排除等	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>該当なし。</p>